

2018年10月1日

全銀システム稼働時間の拡大に伴う「当座勘定規定」の一部改定

および「振込規定」の一部改定についてのお知らせ

2018年10月9日（火）に予定されている全銀システム稼働時間の拡大に伴い、当座勘定への入金時間（15時まで）を明確にするため、当座勘定規定を同日付で一部改定いたします。

また、窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機等による即時振込の対応が可能となるため、振込規定を同日付で一部改定いたします。

【当座勘定規定の改定内容】

改定後	改定前
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>（1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>（2）呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた支払資金により支払います。</p> <p><u>なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当行は責任を負わないものとします。</u></p> <p>（3）手形、小切手の一部支払いはしません。</p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>（1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>（2）手形、小切手の一部支払いはしません。</p>

※ このお取扱いは、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

【振込規定の改定内容】

改定後	改定前
<p>4.（振込通知の発信）</p> <p>（1）振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</p>	<p>4.（振込通知の発信）</p> <p>（1）振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</p>

- ① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、翌営業日に振込通知を発信することがあります。
- ② 文書扱いの場合には、依頼日の翌営業日以後3営業日以内に振込通知を発信します。

(2) 前項の規定にかかわらず、営業日の窓口営業時間終了後または銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、次のとおり取り扱います。

電信扱いの場合、営業日の窓口営業時間終了後および銀行休業日の当行所定の時間内に受付けたときは依頼日の当日に、また、当行所定の時間外に受付けたときは、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。

- ① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、翌営業日に振込通知を発信することがあります。
- ② 文書扱いの場合には、依頼日の翌営業日以後3営業日以内に振込通知を発信します。

(2) 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には前項の規定にかかわらず依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。

以上